

社会福祉法人あおぞら役員交通費等支払い規程

(趣 旨)

第1条 この規程は社会福祉法人あおぞら（以下「法人」という）を構成する役員の交通費等の支払いに関して必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この規程による交通費等の支払い対象者は法人の評議員、理事及び監事とする。

2 前項以外の者について、会議への出席等で理事長が必要と認めた場合はこの規程の支払い対象者とすることができる。

(支払いの対象)

第3条 次の各号の1に該当する場合は交通費等を支払うものとする

- (1) 法人の開催する評議員会、理事会等の会議及び会計監査に出席する場合。
- (2) 法人の運営、保育事業の発展のため、あるいは役員の研さんのために理事長の命により研究会、研修会等に出席する場合。
- (3) 関係団体が主催する会議へ法人役員として出席する場合。
- (4) 理事長の命により職務上必要と認められる調査に出張する場合。
- (5) 行政官庁との打ち合わせに出席する場合。
- (6) 前各号に準ずるもので理事長が認めるものに参加する場合。

(支払い額)

第4条 支払い額は次のとおりとする。

- (1) 前条第1号に該当する場合は、1回について3,000円とする。ただし通常の経路による交通費が3,000円を越える場合は実費を支給する。また、通常の経路によることができず、借り上げ車（タクシー）を利用する場合は実費を支給する。この場合1,000円未満の金額は切り上げて支給する。
- (2) 前条第2号から第6号に該当する場合は、前号に準じて支給する。ただし 社会福祉法人あおぞら運営規程の対象となる場合は、重複して支給することはしない。

(支払い時期等)

第5条 交通費等の支給は原則として当日とする。ただし、宿泊を伴う時、及び会費を必要とする時は前金払いとすることができる。

(支払い方法)

第6条 交通費等の支払いは本人の請求に基づくものとする。ただし第4条第1号の場合は、本人の請求がなくとも、支払いできるものとする。

付 則

この規程は平成8年12月6日から適用する。

この規程は平成27年11月24日から適用する。

確 認：平成16年9月26日平成16年度第3回理事会